



日田市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 大山振興局、前津江振興局

令和7年6月10日

日田市監査委員	小ケ内 聡行
同	梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和7年度定期監査結果報告書

- 1 監査の対象 大山振興局、前津江振興局
- 2 監査の期間 令和7年5月2日から令和7年6月2日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局、大山振興局及び前津江振興局

4 監査の着眼点

令和7年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和6年度における大山振興局、前津江振興局の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和7年6月24日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

○大山振興局

①つり銭等現金の出納保管について

出納員が収納金を収納する場合、つり銭の取り扱いについては、日田市会計規則第33条の6に、また、現金の出納保管については、同規則第111条に規定されている。

大山振興局の現地監査を実施したところ、会計管理者から交付を受けたつり銭資金と、現地監査時のつり銭資金残高確認額が不一致となっていた。

今後は、毎日の業務として現金の受払の都度、収支日計表（現金出納簿兼用）に記載し、その出納を明らかにするとともに、つり銭資金は、常に正確に把握し、金庫等で保管するよう適切な管理を行われたい。